

Q 「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」の具体的な範囲は

A

「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」（法第 36 条第 11 項）は、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいい、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などは含まれません。